

誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和6年4月1日以降の設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。</p> <p>2 前項の工事は、同時に「積算基準及び歩掛表(愛知県建設局)」により現場環境改善費の計上対象工事(以下「現場環境改善対象工事」という。)となる。誰もが働きやすい現場環境整備工事は、現場環境改善対象工事の実施内容を踏まえた上で、第3条に規定する取り組み内容を実施するものである。</p> <p>第3条 ～ 第7条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(特記仕様書)</p> <p>第8条 対象工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する誰もが働きやすい現場環境整備工事の対象工事とする。」</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和4年10月1日以降の設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。</p> <p>2 前項の工事は、同時に「積算基準及び歩掛表(愛知県建設局)」により現場環境改善費の計上対象工事(以下「現場環境改善対象工事」という。)となる。誰もが働きやすい現場環境整備工事は、現場環境改善対象工事の実施内容を踏まえた上で、第3条に規定する取り組み内容を実施するものである。</p> <p>第3条 ～ 第7条 (略)</p> <p>(工事名)</p> <p>第8条 対象工事は、工事名の末尾に「(環境整備)」を追記する。</p> <p>(特記仕様書)</p> <p>第9条 対象工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する誰もが働きやすい現場環境整備工事の対象工事とする。」</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p>